

事業名	移住・定住・交流推進支援事業	
根拠法令等	移住・定住・交流推進支援事業実施要綱	
制度の概要	目的	地方が都市住民などを受け入れる移住や定住の推進・交流人口の増加等につながる地域交流の推進により地域を活性化することを目的とする。
	補助対象	・市町村 ・広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会
	事業内容 (補助メニュー)	(ア) 一般事業 NPO・ボランティア団体・各種協議会・商工会議所等もしくは市町村等が自主的・主体的に実施する、移住・定住・交流の推進を図る事業に係る報償費・旅費・需用費・役員費・委託料・使用料等に対して助成する。
	補助率	(一財) 地域活性化センター 助成率：10/10以下(1件につき上限2,000千円)
担当課 及び 連絡先	ぐんま暮らし・外国人材活躍推進課 移住促進係 027-226-2371	
実績	(ア) <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度 南牧村 ・平成25年度 みなかみ町 ・平成26年度 桐生市 ・平成27年度 藤岡市 ・平成28年度 嬭恋村、高山村 ・平成29年度 下仁田町 ・平成30年度 中之条町 ・令和元年度 嬭恋村 ・令和2年度 なし ・令和3年度 なし ・令和4年度 みなかみ町 ・令和5年度 なし ・令和6年度 安中市 	

業名	コミュニティ助成事業（活力ある地域づくり助成事業）	58
根拠法令等	コミュニティ助成事業実施要綱	
制度の概要	目的	宝くじの社会貢献広報事業として、活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。
	実施主体 (助成対象)	市町村、広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会等
	助成内容	<p>地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業。</p> <p>○地域資源活用 地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業。</p> <p>○広域連携推進 複数の助成対象団体が共同して、広域的な連携を目的として実施するソフト事業。</p>
	助成金	(一財) 自治総合センター 10 / 10 (2,000 千円上限)
担当課 及び 連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度 地域資源活用助成事業 1 件 ・平成 27 年度 地域資源活用助成事業 2 件 ・平成 29 年度 地域資源活用助成事業 2 件 ・令和 5 年度 地域資源活用助成事業 1 件 	

事業名		地域イベント助成事業	59		
根拠法令等		地域イベント助成事業実施要綱			
制度の概要	目的	コミュニティが主体となって実施する創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献するイベントに対して助成することで地域社会の活性化を図ることを目的とする。			
	補助対象	市町村			
	事業内容 (補助メニュー)	<p>コミュニティが主体で実施する創意と工夫にとみ、地域の活性化に貢献するイベントへの市町村の補助に対して助成する。</p> <p>具体的には、市町村が関与し、以下の6点に該当し、地域の活性化に大いに貢献すると認められるイベントに対して助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティが、自主的、主体的に企画実施している。 ・コミュニティが、目的を持ち、長期的展望にたって企画している。 ・地域特性、地域資源を有効に活用している。 ・内容が創意と工夫に富んでいる。 ・助成による十分な事業効果が見込まれる。 ・多くの参加者が見込める魅力あるものとなるようなイベント名を設定している。 			
	補助率	(一財) 地域活性化センター 10/10以下(1件につき上限1,000千円)			
担当課 及び 連絡先	介護高齢課 企画・介護保険係 027-226-2561				
実績	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・平成元年度 下仁田町 ・平成3年度 吾妻町②、片品村 ・平成5年度 渋川市、榛名町 ・平成7年度 大胡町、万場町 ・平成9年度 藤岡市 ・平成11年度 館林市 ・平成13年度 尾島町 ・平成15年度 榛名町(取下げ) ・平成17年度 上野村、月夜野町 ・平成19年度 みどり市 ・平成21年度 長野原町 ・平成23年度 板倉町 ・平成26年度～平成28年度 なし ・平成30年度 みなかみ町 ・令和2年度 なし </td> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・平成2年度 鬼石町②、尾島町② ・平成4年度 新治村・笠懸町 ・平成6年度 安中市 ・平成8年度 新治村② ・平成10年度 上野村 ・平成12年度 月夜野町 ・平成14年度 上野村 ・平成16年度 (佐)東村 ・平成18年度 前橋市、昭和村 ・平成20年度 片品村 ・平成22年度 みなかみ町 ・平成25年度 桐生市 ・平成29年度 下仁田町 ・令和元年度 下仁田町 ・令和3年度 嬭恋村 </td> </tr> </table>			<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年度 下仁田町 ・平成3年度 吾妻町②、片品村 ・平成5年度 渋川市、榛名町 ・平成7年度 大胡町、万場町 ・平成9年度 藤岡市 ・平成11年度 館林市 ・平成13年度 尾島町 ・平成15年度 榛名町(取下げ) ・平成17年度 上野村、月夜野町 ・平成19年度 みどり市 ・平成21年度 長野原町 ・平成23年度 板倉町 ・平成26年度～平成28年度 なし ・平成30年度 みなかみ町 ・令和2年度 なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成2年度 鬼石町②、尾島町② ・平成4年度 新治村・笠懸町 ・平成6年度 安中市 ・平成8年度 新治村② ・平成10年度 上野村 ・平成12年度 月夜野町 ・平成14年度 上野村 ・平成16年度 (佐)東村 ・平成18年度 前橋市、昭和村 ・平成20年度 片品村 ・平成22年度 みなかみ町 ・平成25年度 桐生市 ・平成29年度 下仁田町 ・令和元年度 下仁田町 ・令和3年度 嬭恋村
<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年度 下仁田町 ・平成3年度 吾妻町②、片品村 ・平成5年度 渋川市、榛名町 ・平成7年度 大胡町、万場町 ・平成9年度 藤岡市 ・平成11年度 館林市 ・平成13年度 尾島町 ・平成15年度 榛名町(取下げ) ・平成17年度 上野村、月夜野町 ・平成19年度 みどり市 ・平成21年度 長野原町 ・平成23年度 板倉町 ・平成26年度～平成28年度 なし ・平成30年度 みなかみ町 ・令和2年度 なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成2年度 鬼石町②、尾島町② ・平成4年度 新治村・笠懸町 ・平成6年度 安中市 ・平成8年度 新治村② ・平成10年度 上野村 ・平成12年度 月夜野町 ・平成14年度 上野村 ・平成16年度 (佐)東村 ・平成18年度 前橋市、昭和村 ・平成20年度 片品村 ・平成22年度 みなかみ町 ・平成25年度 桐生市 ・平成29年度 下仁田町 ・令和元年度 下仁田町 ・令和3年度 嬭恋村 				

事業名	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業	60
根拠法令等	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施要綱	
制度の概要	目的	<p>「地方創生」にあたり、地方への移住・交流を一層推進するためには、移住を受け入れる地域において、地域の経済循環創出による雇用の場の創出や次世代の地域を担う若者や女性が活躍する地域づくりをはじめとする環境整備が必要となる。</p> <p>「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対する支援を行う。</p>
	実施主体 (助成対象)	市町村 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された 協議会
	助成内容	<p>助成対象事業は、将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する事業とし、次の基準に適合するもの。</p> <p>①助成対象団体、または地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること</p> <p>②事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されると認められるものであること</p> <p>③他に国の補助金の交付を受けていないこと</p>
	助成金	(一財) 地域活性化センター 10/10以下(2,000千円上限、一部1,500千円上限)
担当課 及び 連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352	
実績	・平成28年度 前橋市 ・平成29年度 中之条町	

事業名		地域づくり団体活動支援事業	61
根拠法令等		地域づくり団体活動支援事業実施要綱	
制度の概要	目的	地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体及び都道府県協議会が行う自主的・主体的な地域づくりを支援することを目的とする。	
	実施主体 (助成対象)	地域づくり団体全国協議会登録団体のうち（一財）地域活性化センターの賛助会員である団体、地域づくり団体都道府県協議会	
	助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象団体が行う自主的・主体的な地域づくりのために講師等を招聘して開催する研修会等の事業（多数の聴講者を対象とし、営利を目的としないもの）。 ・ 助成対象団体が自主的・主体的な地域づくりや団体の内部体制の強化等のためにアドバイザー等を招聘して指導もしくは助言を受ける事業 	
	補助率	（一財）地域づくり団体全国協議会 10 / 10 以下（1件につき上限 150 千円）	
担当課 及び 連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352		
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度 渋川まちづくり市民会議 殖蓮地区自然環境を守る会 2015 年の公共交通をつくる会 群馬県地域づくり協議会 ・ 平成 26 年度 NPO 法人桐生おはなしの学校 榛名まちづくりネット ・ 平成 27 年度 清里まちづくり協議会 NPO 法人 Annaka ひだまりマルシェ 群馬県地域づくり協議会 ・ 平成 28 年度 NPO 法人街・建築・文化再生集団 NPO 法人桐生おはなしの学校 榛名まちづくりネット （一社）上野村産業情報センター 群馬県地域づくり協議会 ・ 平成 29 年度 NPO 法人 Annaka ひだまりマルシェ 群馬県地域づくり協議会 ・ 平成 30 年度 NPO 法人街・建築・文化再生集団 群馬県地域づくり協議会 ・ 令和 2 年度 NPO 法人街・建築・文化再生集団 ・ 令和 4 年度 NPO 法人街・建築・文化再生集団 ・ 令和 5 年度 NPO 法人街・建築・文化再生集団 群馬県地域づくり協議会 		

事業名	地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業	62
根拠法令等	地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業実施要綱	
制度の概要	目的	地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体の活動資金調達を支援することを目的とする。
	実施主体(助成対象)	地域づくり団体全国協議会登録団体のうち(一財)地域活性化センターの賛助会員である団体
	助成内容	<p>助成対象団体が行う自主的・主体的な地域づくりのためにクラウドファンディングを活用し、支援総額が目標金額を達成した事業(目標金額が300千円以上のもの)に係る以下の経費に対して助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー招聘費 ・広報費 ・返礼品経費 ・支払手数料
	補助率	(一財)地域づくり団体全国協議会 100%以下(1件につき目標金額の25%又は250千円のいずれか低い額を上限)
担当課 及び 連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352	
実績		

事業名	コミュニティ助成事業(青少年健全育成助成事業)	63
根拠法令等	コミュニティ助成事業実施要綱	
制度の概要	目的	宝くじの社会貢献広報事業として、青少年の健全育成に資する活動に助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。
	実施主体(助成対象)	市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織
	助成内容	青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。
	補助率	(一財)自治総合センター 10/10以内(300千円から1,000千円)
担当課 及び 連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352	
実績	平成27年度 2件 1,500千円	

事業名		官民連携関連施策	64
根拠法令等		都市再生特別措置法等	
制度の概要	目的	まちづくりの新たな担い手として民間主体の役割が拡大しつつある一方で、行政の財政状況はひっ迫しつつあるため、民間による自主的な取組の公的な側面に着目し、こうした取組を促進することで、にぎわいの創出や公共施設等の整備・管理の負担軽減を図ることを目的とする。	
	対象	(1)都市再生推進法人 一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、まちづくり会社 (県内：公益財団法人前橋市まちづくり公社(前橋市)) (2)都市再生整備計画・滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域) a)道路占用許可の特例 地方公共団体、地方公共団体を含む協議会等、地方公共団体から支援を受けている者 b)河川敷地占用許可 地方公共団体、営業活動を行う事業者等 c)都市利便増進協定 土地の所有者、借地権等を有する者、建築物の所有者、都市再生推進法人 d)都市再生(整備)歩行者経路協定 土地の所有者、借地権等を有する者	
	事業内容	(1)都市再生推進法人 まちづくり会社やNPO法人等に公的な位置付けを与えることで、優良なまちづくりの担い手の積極的な活用を図る。 <支援制度> ・官民連携まちなか再生推進事業の活用 ・エリアマネジメント融資(無利子貸付)や民都機構による資金拠出等の財政及び金融支援 ・ウォークアブル推進税制等の税制特例 ・都市再生整備計画やの提案や都市利便増進協定への参画が可能となる 等 (2)都市再生整備計画・滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域) 従来からの市町村が実施する交付対象事業だけでなく、民間主体によるまちづくりの取り組みについても計画に位置付けることで、官民連携のまちづくりを総合的に推進することができる。また、都市再生整備計画の中に滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域)を位置づけることで、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを目指す。 <支援制度> a)道路占用許可の特例 まちなかにぎわい創出等に資する場合に、広告塔、オープンカフェ、サイクルポート等について、道路占用許可の基準が緩和される。 b)河川敷地占用許可 まちなかにぎわい創出等に資する場合に、広場・イベント施設等及びそれと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設等による河川敷地の占用が認められる。 c)都市利便増進協定 まちなかにぎわいや憩いの空間を創出する広場等について、居住環境にも資するよう、地域住民が自主的な整備・管理を行うための協定制度。 d)都市再生(整備)歩行者経路協定 関係者が協力して管理する通路等について、歩行者の利便性、安全性の向上を図るために整備・管理等に関する協定を締結できる制度。 等 <予算制度> ・官民連携まちなか再生推進事業 ・まちなかウォークアブル推進事業 詳細については以下の国土交通省HPをご確認ください http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html	
担当課 及び 連絡先	都市計画課 企画推進係 027-226-3665		
実績	平成25年度～高崎市：道路占用許可の特例 (オープンカフェおよびサイクルポートの設置) 令和2年度～前橋市：道路占用許可の特例、都市利便増進協定 (オープンカフェおよび公共空間の管理や運営)		

事業名	長期滞在客等受入促進事業【新規】	65
根拠法令等	長期滞在客等受入促進事業補助金交付要綱（仮）	
制度の概要	目的	地域が一体的に取り組む動き出しを支援し、長期滞在客の受入環境整備や県が推進する事業を加速させること。
	補助対象等	市町村、観光協会、旅館組合等の複数の団体で構成されている協議会、コンソーシアム等
	事業内容	<p>長期滞在客の受入を促進するための「泊食分離の推進」や「コンテンツの拡充」、県が推進する「ユニバーサルツーリズム・ペットツーリズム」に資する事業等について、地域が一体となって新たに取り組む事業の動き出しに係る費用を補助対象とする。</p> <p>共同事業体に取り組む、以下の要件を満たすソフト事業又はソフト事業とハード事業を組み合わせた事業。</p> <p>【要件】</p> <p>①長期滞在客の受入促進や県の推進事業に資する事業であること</p> <p>②ハード事業については、ソフト事業と合わせて実施することにより、ソフト事業のみによる場合に比して、事業効果の十分な向上が見込まれるものであること（総事業費のハード事業経費の割合は5割以下を目安とする）</p> <p>③以下のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等の他の補助金が活用可能な事業 ・従前から実施されている継続事業と同一と認められる事業 <p>※上記事業は必ず採択されることを保証するものではありません。</p>
	補助率	50%（上限 5,000 千円、下限 1,000 千円）
担当課 及び 連絡先	観光魅力創出課リトリート推進室リトリート推進係 027-226-3385	
実績		

事業名	令和6年度中心市街地・商店街等診断・サポート事業【新規】	66
根拠法令等	令和6年度中心市街地・商店街等診断・サポート事業「巡回型支援利用の手引き」、「パッケージ型支援利用の手引き」	
制度の概要	目的	<p>○巡回型支援：各地の商店街組織・まちづくり会社等及び中心市街地活性化を検討する組織が抱える課題の抽出や特定を行うとともに、商店街等組織や地域組織に対して、行動変容を促すきっかけとなる助言等を目的とする。</p> <p>○パッケージ型支援：複数の専門で構成するプロジェクトチームによる面的伴走支援を通じて、地域の事業推進体制の強化、地域内の人材育成、事業構想や計画化、事業実現性の向上、事業収益力の強化を図り、面的地域価値の向上を後押しすることを目的とする。</p>
	補助対象等	<p>○商店街等組織、まちづくり会社</p> <p>○中心市街地活性化を検討する商工会議所、商工会、まちづくり会社等の組織</p>
	事業内容	<p>○巡回型支援：商店街等組織・まちづくり会社や中心市街地活性化を検討する組織に対して、専門家派遣による地域ニーズの抽出・特定や助言等を無料で支援する。</p> <p>○パッケージ型支援：商店街等組織・まちづくり会社や中心市街地活性化を検討する組織に対して、複数の専門家からなるプロジェクトチームで面的伴走支援を行う。</p> <p>支援を通じて面的地域価値の向上を後押しすることを目的に必要なアドバイスを原則1年度、最長3年度まで継続（審査あり）して利用できる。</p>
	補助率	—
担当課及び連絡先	<p>【問い合わせ先】</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部まちづくり推進室 電話 03-5470-1632</p>	
実績		

事業名	令和6年度中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業【新規】	67
根拠法令等	令和6年度中小企業アドバイザー中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業利用手引き	
制 度 の 概 要	目的	中心市街地活性化等に関し課題を抱える下記のアドバイス対象者を側面支援するため、実務知識・ノウハウを持つ専門家を派遣し、アドバイスをを行うもの。
	補助対象等	○中心市街地活性化協議会 ○認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者
	事業内容	次のいずれかの計画に掲載されている事業の課題解決のため、中心市街地活性化等への知見を有するアドバイザーを派遣する。 ○中心市街地活性化法に基づく認定計画掲載事業もしくは掲載見込みの事業（認定計画期間が終了した計画も含む） ○各地域で定めた中心市街地活性化のための計画の掲載事業もしくは掲載見込みの事業（内閣総理大臣の認定を受けていない独自計画が含まれる）
	補助率	—
担当 及 び 連 絡 先	【問い合わせ先】 独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 経営診断統括室 まちづくり推進室 電話 03-5470-1632	
実績		